

1年未満保存

基勞補発第15号
平成13年5月31日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
(公印省略)

平成13年度における長期未処理事案の解消対策について

労災保険給付に係る長期未処理事案の解消については、従来から労災補償業務の最優先課題として位置づけ、取り組んできたところである。

しかしながら、請求書受付後1年以上経過しているにもかかわらず、業務上外等の決定がなされていない長期未処理事案が依然として多いことが、毎年の中央労災補償業務監察結果において指摘されている。

長期未処理事案の解消に向けての取組みについては、平成13年3月21日付け基勞発第1号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」(以下「留意通達」という。)等により指示されているところであるが、特に長期化している未処理事案については、早期の解消が求められていることから、本年度、各局においては下記の方針に基づき、計画的に長期未処理事案の解消に向けた対策を実施されたい。

記

1 平成13年度における処理方針

(1) 受付年度別処理方針

請求書受付後2年以上経過している未処理事案を最重点事項と定め、具体的には、

- ① 既に受付後2年以上を経過している平成11年3月末以前受付事案の本年中の処理
- ② 新たに2年以上経過事案を発生させないため、平成12年3月末以前受付事案の本年度内の処理

の方針で計画的に処理することとする。

(2) 処理対象

処理対象とする事案は、各種労災請求事案における支給・不支給の決定について未処理となっているものとする。ただし、第三者行為災害に関する労災請求事案のうち、請求人が自賠責保険等の請求手続の先行を希望しているため労災保険給付を保留できる事案を除くこととする。

なお、上記処理方針は長期未処理事案解消のための緊急的な方針であり、労災請求事案について標準処理期間を踏まえて迅速な事務処理を行うことは、従来どおりであること。

(3) 脳・心臓疾患及びじん肺肺がん事案の処理

脳・心臓疾患及びじん肺肺がんに係る認定基準等については、現在その見直しが行われているところであるが、これらに関連して、処理方針の新たな指示が出た場合には、それに従って対処すること。

2 具体的進め方

(1) 長期未処理事案の組織的処理

イ 署における状況把握と処理体制

上記1の(1)に該当する事案については、担当課長のみならず署長自らがその内容について掌握するとともに、留意通達等を踏まえた調査計画の策定、また、必要に応じ長期未処理事案解消のための事務処理について担当者に個々具体的に指示する等適切な進行管理を行うこと。

なお、上記1の(1)の①に該当する長期未処理事案については、早期解消が強く求められていることから、担当者任せにならないよう署内の応援体制を確立するとともに、必要な場合には局に対しても積極的に協議等を行い、その解消に努めること。

ロ 局における状況把握と支援体制

局は、長期未処理事案の処理状況について、署から定期的に報告を求めて進捗状況を的確に把握するとともに、問題と認められる事案については、署と連携を密にして、地方労災補償監察官等が中心となって処理方針等について具体的な指導、助言を行い、場合によっては局としての応援体制についても積極的に考慮すること。

また、脳・心臓疾患等複雑困難事案については、基礎疾患の程度等の判断について署担当者が速やかに地方労災医員、労災協力医等の指導を仰げるような体制整備に一層努めること。

(2) 本省における取組

イ 現状の把握と改善方策等の検討

本省においては、各局の長期未処理事案の状況について分析した上で改善方策等について検討を行うこととするので、各局は、平成12年度に各署に対し

て実施した最後の労災補償業務監察の結果把握している長期未処理事案のうち、上記1に該当する事案（脳・心臓疾患及び精神障害に係るものを除く。）について、平成13年6月末までに別紙により本省に報告（FAX可）すること。

ロ 各局に対する指導援助

本省は個別具体的処理に係る照会、相談に対し迅速に対応し、また、具体的処理に関し各局から要請があった場合には、状況に応じ担当者等を派遣し指導、助言を行う等の援助を行うこととしているので、積極的に本省に協議すること。

3 本省への結果報告

各局は、上記1の処理方針による長期未処理事案の解消状況について、平成13年12月末及び平成14年3月末の状況（脳・心臓疾患及び精神障害に係るものを除く。）を各々翌月末までに別紙により本省に報告（FAX可）すること。

別紙

長期未処理事案一覧表(平成 年 月末現在)

() 局

No.	署	請求人氏名	受付年月日	区 分	処 理 状 況
			請求の種類(様式番号)		
			平成 年 月 日 ----- 5・7(16の3・16の5) 8(16の6)・10(16の7) 11・12(16の8) 15(16の9)・その他()	1 負傷 2 疾病 (疾病名:) 3 三者行為 4 その他 ()	1 調査中(不足事項) [] 2 取りまとめ中
			平成 年 月 日 ----- 5・7(16の3・16の5) 8(16の6)・10(16の7) 11・12(16の8) 15(16の9)・その他()	1 負傷 2 疾病 (疾病名:) 3 三者行為 4 その他 ()	1 調査中(不足事項) [] 2 取りまとめ中
			平成 年 月 日 ----- 5・7(16の3・16の5) 8(16の6)・10(16の7) 11・12(16の8) 15(16の9)・その他()	1 負傷 2 疾病 (疾病名:) 3 三者行為 4 その他 ()	1 調査中(不足事項) [] 2 取りまとめ中
			平成 年 月 日 ----- 5・7(16の3・16の5) 8(16の6)・10(16の7) 11・12(16の8) 15(16の9)・その他()	1 負傷 2 疾病 (疾病名:) 3 三者行為 4 その他 ()	1 調査中(不足事項) [] 2 取りまとめ中